

裾野市議会議員政治倫理規程

〔平成25年3月29日〕
〔議会訓令第1号〕

(趣旨)

第1条 政治倫理の確立は、議会の根幹である。裾野市議会議員（以下「議員」という。）が市民の信託を受けた代表であることを自覚し、議員の良心と責任感を持ち、議会活動を行うことによって地方自治の健全な発展に資するため、この規程を定める。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の信頼に値する高い倫理的義務に徹し、市民の批判を受けないよう政治倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、特定の利益の実現を求めて市民全体の利益を損なわないこと。
- (2) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、個人若しくは特定の企業又は団体のために有利な取り計らいをしないこと。
- (3) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。
- (4) 社会通念上、批判を受けるおそれのある寄付等を受けないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議員としてその品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。

(団体等の長)

第4条 議員は、法律で定める場合及び議会であらかじめ定める場合を除き、市から負担金、補助又は交付金を受けている団体等の長に就任しないよう努めることとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。